

## 評議員報酬等支給基準

### (目的)

第1条 この支給基準は、公益財団法人日本中小企業福祉事業財団の評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬の区分)

第2条 評議員の報酬は、評議員手当とする。

### (評議員手当)

第3条 評議員手当は、評議員会出席1回につき、50,000円(税別)を支給する。

### (旅費)

第4条 鉄道距離で100kmを超える地域からの移動には、旅費を支給する。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は原則として、当該者が初めに申告する財団登録の居住地を基点とした経済的に安価な最短順路により計算する。

ただし、業務の都合、天災・事故、その他やむを得ない理由のときは、この限りではない。

### (旅費の基準)

第6条 旅費は、次に定める鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費及び宿泊料をいう。

(1) 交通費は、実費(鉄道賃及び船賃はグリーンを適用)を支給する。

(2) 宿泊料は、1泊につき20,000円を支給する。

### (宿泊料の特例)

第7条 評議員会の開始時間や終了時間の事情により、又は天災・事故、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、業務執行理事の判断により、宿泊料を支払うことができる。

### (協議処理)

第8条 この支給基準により処理できない特別な場合は、その都度、業務執行理事が協議して決定する。

(報酬及び旅費の支給日・支給方法)

第9条 評議員の報酬及び旅費は、評議員会開催日後7日以内に支給する。

2 評議員の報酬は、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。報酬と旅費は評議員の同意を得て、評議員本人が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込みにより支給する。

(改廃)

第10条 この支給基準の改廃については、評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この支給基準は、平成25年4月1日から施行する。